

合併協定項目番号	23-2	合併協定項目名	各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて	専門部会名	企画部会	分科会名	広聴広報分科会
調整方針(案)	<p>1 自治会組織</p> <p>(1) 自治会の区域、名称については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 連合組織については、統合できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 活動補助金については、委託事務等の見直しを図り、新市において速やかに統一する。</p>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
自治会組織	<p>1. 組織</p> <p>各町ごとの単位自治会、その上に各小学校区に地区連合自治会、地区連合会会長及び副会長が観音寺市自治会協議会を組織。 単位自治会（138自治会）</p> <p>地区連合自治会（9地区）</p> <p>観音寺市自治会協議会（23名）</p> <p>2. 連合組織</p> <p>名称－観音寺市自治会協議会 役員－ 会長1名 副会長2名 幹事2名 総務部長1名 業務部長1名</p> <p>3. 単位組織</p> <p>自治会加入率 72.7% 加入世帯数 11,554世帯</p> <p>4. 自治会長への手当て</p> <p>無 （自治委員事務委託料として年間3万円）</p> <p>5. 活動内容</p> <p>町内の環境整備 町内の福利厚生 町内の保健福祉 町内の社会福祉活動 町内住民相互の連絡 回覧物の回覧 その他</p> <p>6. 香川県連合自治会</p> <p>会費分担金 75,900円 （＝均等割り3万円＋世帯割45,900円）</p> <p>7. 事業内容</p> <p>自治会総会 観音寺市自治会協議会 視察研修旅行 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会長及び担当者会 市長との対話 市政座談会</p> <p>8. 活動補助金</p> <p>観音寺市自治会協議会へ年間350,000円</p>	<p>1. 組織</p> <p>単位自治会（99自治会）及びその代表者（8名）による連合自治会</p> <p>2. 連合組織</p> <p>名称：大野原町連合自治会長会 役員：会長1名 副会長1名</p> <p>3. 単位組織</p> <p>自治会加入率：92.6% 加入世帯数：3,340世帯</p> <p>4. 自治会長への手当て</p> <p>年間20,000円</p> <p>5. 活動内容</p> <p>自治会内の環境整備 自治会内の福利厚生 自治会内の社会福祉活動 自治会内の住民相互の連絡 行政と住民の連絡調整 回覧物の回覧 その他</p> <p>6. 香川県連合自治会</p> <p>町負担金 40,600円（総務費、一般管理費）</p> <p>7. 事業内容</p> <p>自治会長会（年間2回） 連合自治会長会（年間2回） 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会長及び担当者会</p> <p>8. 活動補助金</p> <p>各自治会へ年間700万円を均等割りと人口割りで割り振る（総務費、地方振興費）</p>	<p>1. 組織</p> <p>各自治会毎に結成している。現在は29自治会ある。</p> <p>2. 連合組織</p> <p>豊浜町自治会協議会 役員－会長1名 副会長2名 監事2名 会計1名 書記2名</p> <p>3. 単位組織</p> <p>自治会加入率 91.6% 加入世帯 2,753世帯</p> <p>4. 自治会長への手当て</p> <p>年間15,000円</p> <p>5. 活動内容</p> <p>各種団体との連絡調整 自治活動の推進 回覧物の回覧 その他</p> <p>6. 香川県連合自治会</p> <p>会費分担金（＝均等割30,000円＋世帯割8,763円）</p> <p>7. 事業内容</p> <p>自治会長会（年間5回） 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会長及び担当者会</p> <p>8. 活動補助金（平成16年度）</p> <p>自治会協議会事務助成 170,000円 自治会協議会研修助成 1,085,000円 自治会事務助成 6,900,000円</p>				

合併協定項目番号	23-2	合併協定項目名	各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて	専門部会名	企画部会	分科会名	広聴広報分科会
調整方針(案)	2 地縁団体 地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
地縁団体	<p>1.地縁団体一覧 豊田団地自治会 古川東自治会 古川西自治会 大長自治会 常次自治会 若宮町自治会 加茂田自治会 七間橋町自治会 出晴自治会</p> <p>2.地縁団体の概要 地縁団体の認可 地方自治法第260条の2の規定による認可。規約その他の認可要件の審査、事前指導、手引書の作成など。認可の告示等 地方自治法第260条の2の規定による認可地縁団体の認可の告示、地縁団体台帳の調整、保存。告示事項の証明。 変更届等の受付、処理 認可地縁団体からの告示事項変更届の受理と告示事項の変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 規約変更申請の受付、処理 認可地縁団体の規約の変更申請の受付、審査、認可、変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 その他、地方自治法、自治法施行令、自治法施行規則に基づく認可地縁団体に関する事務 認可地縁団体の印鑑登録 観音寺市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領に基づく、認可地縁団体の印鑑登録、印鑑証明等の事務 印鑑登録申請の受理、審査、印鑑登録台帳への登録、 印鑑証明等を行う。 証明手数料 告示事項の証明、印鑑証明は、手数料（1通350円）を徴収する。 法人化の手引 法人化の手引を作成し、相談者等に配布する。</p>	<p>1.各種地縁団体一覧 池之内自治会 大福自治会 宮前自治会 谷上自治会 大字海石自治会 先林自治会 丸井北自治会 宮之下自治会</p> <p>2.上記団体の概要 地縁団体の認可 地方自治法第260条の2の規定による認可。規約その他の認可要件の審査、事前指導、手引書の作成など。認可の告示等 地方自治法第260条の2の規定による認可地縁団体の認可の告示、地縁団体台帳の調整、保存。告示事項の証明。 変更届等の受付、処理 認可地縁団体からの告示事項変更届の受理と告示事項の変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 規約変更申請の受け付け、処理 認可地縁団体の規約の変更申請の受付、審査、認可、変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 その他、地方自治法、自治法施行令、自治法施行規則に基づく認可地縁団体に関する事務。 認可地縁団体の印鑑登録 大野原町認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領に基づく、認可地縁団体の印鑑登録、印鑑証明等の事務。 印鑑登録申請の受理、審査、印鑑登録台帳への登録、 印鑑証明等を行う。 証明手数料 印鑑証明は、手数料（1通300円）を徴収する。 法人化の手引 法人化の相談等。</p>	<p>1.各種地縁団体一覧(助成対象団体) 大平木自治会 本村自治会 院内自治会 港町自治会 南自治会 堀切自治会 関谷自治会 本町自治会 東町自治会 上田井下自治会 上田井上自治会 雲岡自治会 野之池自治会 五軒屋自治会 須賀自治会 道溝自治会 梶谷自治会 岡自治会 北原自治会</p> <p>2.上記団体の概要 地縁団体の認可 地方自治法第260条の2の規定による認可。規約その他の認可要件の審査、事前指導、手引書の作成など。認可の告示等 地方自治法第260条の2の規定による認可地縁団体の認可の告示、地縁団体台帳の調整、保存。告示事項の証明。 変更届等の受付、処理 認可地縁団体からの告示事項変更届の受理と告示事項の変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 規約変更申請の受付、処理 認可地縁団体の規約の変更申請の受付、審査、認可、変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 その他、地方自治法、自治法施行令、自治法施行規則に基づく認可地縁団体に関する事務 認可地縁団体の印鑑登録 豊浜町認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領に基づく、認可地縁団体の印鑑登録、印鑑証明等の事務 印鑑登録申請の受理、審査、印鑑登録台帳への登録、印鑑証明等を行う。 証明手数料 無料 法人化の手引 法人化の相談等。</p>				